

令和 2 年 10 月 2 日
九州管区行政評価局

熊本地震の被災者に対する所得税等の減免措置に係る周知の改善へ —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する熊本国税局の回答—

九州管区行政評価局(局長 ^{みやた しょういち}宮田 昌一)は、平成 28 年熊本地震(以下「熊本地震」という。)で被災された方から、「災害により住宅や家財に損害を受けた場合、確定申告により所得税の還付が受けられることを周知徹底してほしい。」との行政相談を受け、令和 2 年 8 月 5 日、熊本国税局に対し、行政苦情救済推進会議(座長 ^{いしもり ひさひろ}石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)の意見を踏まえたあっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、令和 2 年 9 月 29 日、熊本国税局から、i)熊本地震の被災者がアクセスしやすくなるようホームページを改善したほか、所得税の軽減免除等に係る情報について管内市町村等の広報誌への掲載依頼を行ったこと、ii) i)の措置に当たっては、平成 28 年分の還付申告は令和 3 年 12 月末までとなるため注意が必要であることや、還付申告に関する相談や申告手続は(確定申告期間に限らず)随時受け付けていること等を明示することとしたことを内容とする回答がありました。

本件照会先
総務省九州管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 内里 清和
電話：092-431-7136 (直通)
メール：ksy32@soumu.go.jp

<事案の概要>

行政相談の内容

私が現在入居するマンションは、約4年前の平成28年熊本地震により被災した。以前、自宅の郵便受けに、災害により住宅や家財に損害を受けた場合の所得税の還付に係るチラシが入っていたため、疑問に感じつつも税務署に確認したところ、確定申告を行えば所得税の還付を受けられるとのことであった。このため、マンションの管理会社を通じて必要書類を準備し、税務署で確定申告を行ったところ、苦労はしたが、所得税の還付を受けることができた。今回、私は、郵便受けに入っていたチラシを見て直接税務署に問い合わせたため、所得税の還付に係る情報を得ることができたが、一般にはあまり知られていないのではないか。

熊本国税局は、災害により住宅や家財に損害を受けた場合、確定申告により所得税の還付が受けられることを周知徹底してほしい。

制度の概要

- ① 災害等により住宅や家財等に損害を受けた方は、所得税法(昭和40年法律第33号)に基づく雑損控除又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)に基づく軽減・免除のうち、いずれか有利な方法で、所得や損害の程度に応じ、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の減免(納め過ぎた分の還付)を受けられる場合あり
- ② 一方、還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日(所得税等の場合、翌年1月1日)から5年間行使しないことによって、時効により消滅

当局の調査結果

- ① 熊本国税局は、平成28年4月の発災直後から随時、様々な方法で、熊本地震の被災者に対する所得税等の減免措置に係る周知を実施
- ② しかし、当局に本件のような行政相談が寄せられていることからみて、震災から約4年が経過した現在においても、所得税等の還付を受けていない方が存在する可能性あり
また、国税庁ホームページ内の熊本国税局のページや、熊本地震で被災した3市町村の広報誌において、令和3年12月31日までに申告を行わなければ還付を受けられなくなることについて注意を促す記載がないなど、被災者に対する周知が十分でない事例もあり

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 災害により住宅や家財等に損害を受けた場合に、所得税等の還付を受けられる可能性があることを改めて周知し、申告を行うきっかけを作る必要がある。このため、制度や手続を知らない者が申告を行うきっかけとなるような周知の内容及び方法について検討し、その徹底を図る必要がある。
- 2 熊本地震の被災者については、平成28年に生じた住宅や家財等の損失について令和3年12月31日までの間に還付申告を行わなければ、消滅時効により所得税等の還付を受けられなくなることを、特に周知する必要がある。この点については、直ちに組み込んでいただきたい。

当局のあっせん

- 1 被災者に対する所得税等の減免措置や還付申告の手続を知らない者が申告を行う端緒となるような周知の内容及び方法について検討し、その徹底を図ること。
- 2 1の周知に当たっては、i)平成28年に生じた住宅や家財等の損失については、令和3年12月31日までの間に還付申告を行わなければ所得税等の還付を受けられなくなること、ii)還付申告は、確定申告期間とは関係なく随時申告が可能であること等、熊本地震の被災者にとって重要性の高い情報を明示すること。

熊本国税局の回答

- 1 国税庁ホームページ内の熊本国税局のページにおいて、熊本地震の被災者がアクセスしやすいよう、被災者向けの情報「平成28年熊本地震に関するお知らせ」を新たにトップ画面に掲載したほか、令和2年9月25日付けで所得税の軽減免除等に係る情報について、管内市町村等の広報誌への掲載の依頼を行った。また、今後、申告期限が迫っていることを踏まえ、あっせん内容に沿って、適時・適切な広報に努めていく。
- 2 1の広報に当たっては、「還付を受けるための申告書は5年間提出することが可能であること」、「申告に関する相談や申告手続は随時受け付けていること」、「平成28年分の還付申告は令和3年12月末までとなるため、注意が必要であること」等を明示することとした(別紙参照)。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置。以下の方々で構成

(座長) 石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)

(委員) 久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

三浦 邦俊 (弁護士)

(別紙)

1 国税庁ホームページ内の熊本国税局のページの掲載状況

(熊本国税局のページのトップ画面)

熊本国税局
Kumamoto Regional Taxation Bureau

新着情報

国税局・税務署の案内 | 報道発表・統計 | 税に関する情報 | その他の情報

- **平成28年熊本地震に関するお知らせ (令和2年7月16日)**
- [菊池税務署の庁舎移転について \(移転日：令和2年9月14日 \(月\)\)](#)
- [熊本国税局管内税務署事務センターのご案内 \(令和2年7月10日\)](#)
- [4月17日 \(金\) 以降の申告・納付の対応について \(令和2年4月16日\)](#)
- [熊本国税局管内税務署事務センターのご案内 \(令和2年3月31日\)](#)
- [\(振替納税をご利用の方へ\) 口座からの振替日が、申告所得税は5月15日 \(金\)、個人事業者の消費税は5月19日 \(火\) になります \(令和2年3月11日\)](#)
- [職場説明会等のご案内 \(中止になりました\) \(令和2年2月26日\)](#)

▶ [新着情報一覧へ](#)

国税庁等について

- ▶ 国税庁の概要
- ▶ 組織 (国税局・税務署等)
- 税務署の所在地などを知りたい方
- 札幌国税局
- 仙台国税局
- 関東信越国税局
- 東京国税局
- 金沢国税局
- 名古屋国税局
- 大阪国税局
- 広島国税局
- 高松国税局
- 福岡国税局
- **熊本国税局**
- 沖縄国税事務所
- 税務大学校
- 国税不服審判所
- 集中電話催告センター (納税)



(「平成28年熊本地震に関するお知らせ」のページの冒頭部分)

[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [組織 \(国税局・税務署等\)](#) / [熊本国税局](#)
/ [平成28年熊本地震に関するお知らせ](#)

平成28年熊本地震に関するお知らせ

平成28年熊本地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
平成28年熊本地震により被害を受けられた方については、次のような税制上の措置 (手続) 等がありますのでご確認ください。

なお、還付を受けるための申告書は5年間提出することが可能 (※) です。
詳しくは、「タックスアンサー (よくある質問)」の「[還付申告](#)」をご覧ください。

また、ご相談や申告手続は、随時受け付けていますので、[最寄りの税務署](#)にご相談ください。

おって、申告相談につきましては、原則として事前予約制により対応させていただいておりますので、事前に電話等による相談日時の予約をお願いします。

※ 平成28年分の還付申告は、令和3年12月末までとなりますのでご注意ください。

- ▶ [被災された方](#)
- ▶ [寄附金・義援金](#)

平成29年度税制改正における災害に関する税制上の措置について

平成29年度税制改正において、住宅ローン控除の適用期間に係る特例や住宅取得の際の贈与税の特例といった、災害に関する税制上の措置が講じられました。

国税庁等について

- ▶ 国税庁の概要
- ▶ 組織 (国税局・税務署等)
- 税務署の所在地などを知りたい方
- 札幌国税局
- 仙台国税局
- 関東信越国税局
- 東京国税局
- 金沢国税局
- 名古屋国税局
- 大阪国税局
- 広島国税局
- 高松国税局
- 福岡国税局
- 熊本国税局
- 沖縄国税事務所
- 税務大学校
- 国税不服審判所
- 集中電話催告センター (納税コールセンター)

(注) 1 国税庁のホームページによる。

2 赤枠は当局が付した。

2 熊本国税局から管内市町村等の広報誌への掲載依頼原稿(抜粋)

国税だより (令和2年12月発行分)

○ 平成28年熊本地震により被害を受けた皆様へ ～所得税の軽減免除等の手続はお済みですか～

平成28年熊本地震により被害を受けられた方については、所得税の軽減免除等(確定申告で①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選択し、所得税の全部又は一部を軽減)を受けることができます場合があります。

なお、還付を受けるための申告書は5年間提出することが可能です。

(平成28年分の還付申告は、令和3年12月末までとなりますのでご注意ください。)

まだ手続がお済みでない場合のご相談や申告手続は、随時受け付けていますので、最寄りの税務署にご相談ください。

申告相談につきましては、原則として事前予約制により対応させていただいておりますので、事前に電話等による相談日時のご予約をお願いします。

詳しくは熊本国税局のホームページ([熊本国税局](#) [検索](#)) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署(電話) ※自動音声案内

○ 令和2年7月豪雨により被害を受けた皆様へ

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この度の災害により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、雑損控除をはじめとした所得税(住民税)の軽減等の措置を受けられる場合があります。

令和2年分確定申告期(令和3年1月から3月)においては、多くの相談者が来場されることで、申告相談会場の混雑が予想されることから、事前の相談をお願いいたします。

雑損控除をはじめとした所得税の軽減等の措置の詳細については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

税務署(電話) ※自動音声案内

○ 国税に関する一般的なご相談は、「熊本国税局電話相談センター」へ!

国税に関する一般的なご相談(制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続き案内など)については、「熊本国税局電話相談センター」において、職員がお受けいたします。最寄りの税務署に電話していただき、音声ガイダンスに従って「1」番を選択した後、ご用件をお話ください。

なお、おかけいただく時間帯によっては、つながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

税務署(電話) ※自動音声案内

(注) 1 熊本国税局の資料による。

2 赤枠は当局が付した。